

# カラー電車 広告 ガイド



函館市企業局交通部安全管理課

令和7年4月現在

# カラー電車広告について

函館市企業局のカラー電車広告は、企業イメージをそのまま車体にデザインできることから、走るキャンパスとして人気があり、市電利用者だけでなく歩行者・自家用車からも注目される存在となっております。

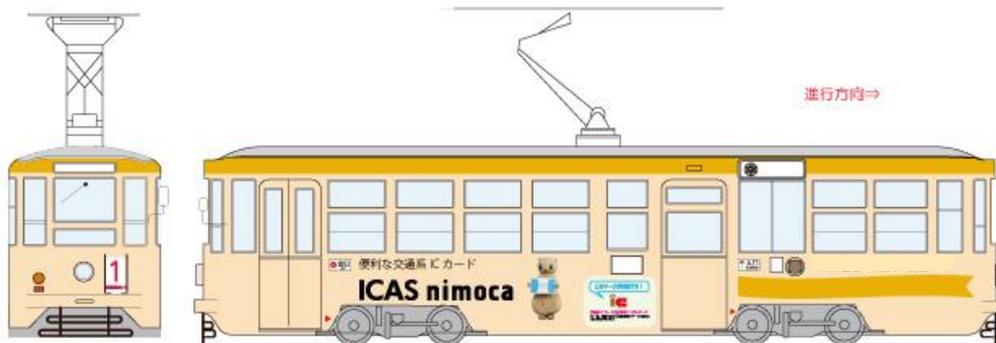
また、「観光都市はこだて」の顔である、函館市電は函館をイメージしたドラマや映画、ニュースにも登場いたしますので、宣伝効果・訴求効果は抜群です。

## ●カラー電車広告

対象となる車両の種類は、7種類（710形・7000形・8000形・8101形・2000形・3000形・9600形）となっております。

広告エリアとして使用できるのは、当局が指定する部分（前後・側面）であり、窓ガラスについては含まれません。

窓ガラスについては、ほかの広告媒体として販売しております。



※デザインはイメージです。

#### (契約期間)

ご契約は最低6ヵ月からで1年ごとの契約となります。

契約満了の3ヶ月前までに「継続」の意思表示をいただければ継続契約できます。

ただし、3年に1度ラッピングの貼り替えをしていただきます。

#### (広告料金)

カラー電車広告は、「132,000円/月」(消費税等相当額を含む)

#### (復元料)

ご契約初年度のみのお支払いとなり、ご契約終了後の車両の修繕および年検査(注1)実施時のメンテナンス料金として下記金額を申し受けます。

「330,000円」(消費税等相当額を含む)

※ご契約終了後の復元作業については当局が行います。

(注1)法令により定められており、おおよそ3年に一度実施している検査で自動車の車検に該当する。

#### (装飾費)

ラッピング(塗装など)の施工は、すべてお客様のご負担となります。

施工につきましては、お客様と施工業者とのご契約となりますが、ご希望によりご紹介することもできます。

デザイン監修を含めた施工料については施工業者にもよりますが、おおよそ1,000,000円程度です。

※デザインについては別冊のガイドラインがございます。

※当局主催のデザイン審査会(外部アドバイザーも含む)で許可を得た段階での施工となります。(ご希望により事業管理担当がアドバイスいたします)

#### ※参 考

##### ■カラー電車広告施工(例)

初年度 2,914,000円(仮)

@132,000円(月額)×12ヶ月+330,000円+(復元料)+1,000,000円(施工費)

2年目~ 1,584,000円

@132,000円(月額)×12ヶ月

(その他)

- ①点検や清掃のため、車両は毎日運行するものではありません。
  - ②事故や整備等により、連続し1ヶ月以上運行を休止した場合は、その運休期間に相当する日数について契約期間を延長いたします。
- ※ただし、法令により定められており約3年に1度実施される年検査（自動車における車検）はこれに該当しません。
- ③ラッピングについては、3年での再ラッピングをお願いしております。
- ※車両の維持管理は当局で行っておりますが、塗装・ラッピング等は年数の経過・自然劣化等により色落ち・破損が発生します。その破損部分から雨水等が浸水し、車体にサビ・腐食等が発生し車体が劣化してしまいます。放置しておくと補修費用も多額になり、作業実施のため運休する期間も長くなってしまいますことから、3年での再ラッピングをお願いしております。

# 函館市電概要

- 車 両 37両    ◎広告掲出対象外車両7両  
・ササラ電車（2両）・花電車（3両）  
・貸切専用車両（1両）・箱館ハイカラ號（1両）  
◎営業車両 30両  
・超低床車9600形（5両）・500形（1両）  
・2000形（2両）・3000形（4両）  
・部分低床車8100形（1両）・8000形（10両）  
・7000形（3両）・800形（1両）・710形（3両）
- 営業時間 6時7分～23時27分
- 営業路線 10.9km
- 運行形態 ・湯の川発谷地頭行き（2系統）  
・湯の川発函館どつく前行き（5系統）  
上記の2路線（1運行・約1時間40分）
- 運行車間 日中は8分車間で運行
- 運行回数 全車両で平日118回・土日祝106回終日  
（運行回数は最大で1日あたり10往復で、1ヶ月を平均すると5～6往復/日）
- 利用者数 13,600人/1日 500万人/年間 （令和5年度）
- 停留所数 26停留場
- 広告車両 カラー電車広告現契約車両数 24両（令和7年1月現在）

# 契約時の提出書類

当局所定の「広告カラー電車契約申込書」と共に、次の書類を提出いただきます。

- ① デザインコンセプト（デザインの狙いなど文章で表現したもの）
- ② デザイン画（A3サイズ・前後左右の各面が異なる場合は全ての面）
- ③ 色見本  
塗料見本・シートサンプル・文字や図案原画、PC印刷出力色見本は不可

※デザインガイドラインの趣旨をご理解のうえ、デザイン（案）をご提出いただきます。函館市企業局広告審査会で審査いたします。（ガイドラインと照合）  
前段、お問い合わせがあれば当局事業管理担当が事前相談を承ります。  
なお、広告審査会には当局指定のデザインアドバイザーも入っていることから審査の都合上、別紙コンセプトと併せ早めの提出をお願いいたします。

## 函館市企業局広告審査基準

### (目的)

第1条 この基準は、函館市企業局広告取扱に関する規程第5条第4号の規定に該当する場合の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (一般基準)

第2条 交通媒体による商品およびサービスへの情報は、社会的に信用度の高い客観的な情報として利用者に受け止められなければならない。

2 公営交通に掲出する広告の表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持ち、利用者に正しい判断基準を持たせるものでなければならない。

3 いずれの情報も適切かつ節度を守ったものでなければならない。

### (規制する業者)

第3条 次の各号に規定する業者からの広告申込みは、承諾しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条各項に規定する事業者（以下「風俗営業者」という。）

(2) 先物取引業者

(3) 個人輸入代行業者

(4) 正規の金融機関を除く投資相談業者

(5) 法令等に違反している事業者およびその可能性がある事業者

(6) いわゆる消費者金融業者

(7) キャッシングサービスを主たる業務とする事業者

(8) 当局業務と競合する事業者

### (規制する業種の例外)

第4条 前条に規定する業者であっても、次の各号に該当する場合は、承諾する。

(1) 既に掲出を認めている場合で、広告内容が次条に抵触しない場合。

(2) 風俗営業者で株式を上場している等、社会的に信用されており、かつ地域社会への奉仕活動等の実績があり、利用者から信頼されている場合。

(3) 法令等の違反で、その内容が軽微なものであり、かつ違反が是正されたことが明らかなる場合。

### (規制する内容)

第5条 次の各号に規定する広告の内容は、承諾しない。

(1) 政治宣伝に関するもの

- (2) 布教に関するもの。ただし、宗教行事案内は除く。
- (3) キャッシングサービスに関するもの
- (4) 暴力、とばく、麻薬、性的表現に関するもの
- (5) 法令に違反する表現
- (6) 青少年保護の観点から適切でないもの
- (7) 紛らわしい、うその表現
- (8) 労働争議中の企業の人事募集広告
- (9) 金融機関の各種ローンを主とする広告
- (10) 射幸心を著しく煽る表現がなされた広告
- (11) 肖像権、著作権の無断使用
- (12) 意見発表とみなされる広告
- (13) 当局業務に支障をきたす広告

(疑義)

第6条 広告承諾の判断がこの基準に寄りがたい場合は、函館市企業局広告審査会（以下「広告審査会」という。）が判断する。

(審査基準の変更)

第7条 この基準の変更は、広告審査会で審査し、管理者が定める。

附 則

この基準は、平成18年7月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

車体広告等新規・変更審査申込書

函館市企業局

函館市公営企業管理者 企業局長 様

申込者 住所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

スポンサー名 (申込者が広告代理店の場合)	
広告内容	
デザインコンセプト (デザインの狙いなど)	
_____	
_____	
_____	

以下の書類は、別添で提出して下さい。

- ①デザイン画 (A3サイズ・前後左右の各面が異なる場合は全ての面)
- ②色見本 (塗料見本・シートサンプル・文字や図案など、PC印刷出力の色見本は不可)